



吉野川第一期改修百周年に向けて⑱

— 江戸時代、魅力的だった鰯（ぼら・いな）漁 —

郷土史家（徳島地方史研究会・代表）松下 師一



1. 冷蔵庫も、冷凍技術も無い時代の魚食文化とは？

この20年ほど、全国各地のロードサイドに、次々と回転寿司店がオープンしています。1皿100円、150円といったお手頃価格で、まぐろ、ぶり（はまち）、たい、えび、いか、たこ、といった海の幸がお腹いっぱい食べられ、まさに“国民食”“日本の食文化”といった感じです。

でも、歴史的に考えると、この寿司（握り寿司）という“日本の食文化”は、けっして古い時代のものではなく、極めて現代的な日本文化なのです。というのは、「江戸前」とも呼ばれる握り寿司は、生魚を食材にするため、冷蔵・冷凍庫が普及する以前は、海辺の漁場から近い“ごく限られた地域”のローカル食文化でした。「江戸前」の握り寿司は、文字どおり江戸湾（東京湾）の海の幸に恵まれた江戸限定の食文化だったのです。

そのため、江戸時代の全国各地では、箱の中で魚を発酵させる「箱寿司（押し寿司）」や、米酢や柑橘系の酢を活かした「ちらし寿司（五目寿司、ばら寿司）」など、握らない寿司が主流を占めていました。また「江戸前」でも、湯引きや、酢締め、醤油漬け、などにより、傷みやすい生魚を常温で食べる工夫が重ねられていきました。握り寿司に欠かせない山葵も、その抗菌作用が食中毒防止の一助になるといわれています。

ひるがえって徳島でも、今はもう使われなくなった方言に「無塩」というものがあります。冷蔵庫が無い時代、魚は傷まないよう塩蔵するので、塩をしていない生魚を意味して「無塩」と呼んだのです。1960年代の高度成長期以降、日本の津々浦々に送電網が整備され、各家庭に電気冷蔵庫が普及したことから、魚を塩蔵する習慣はほとんど見なくなり、基本、魚は生魚で販売されるようになりました。（同時に「無塩」という方言も消えていきました。）

また、この時代、遠洋漁業の技術も飛躍的に向上しました。傷みやすく常温保存が難しい鮪（まぐろ）が、世界各地の海から日本全国に流通するようになりました。同様に、アフリカ沿岸からは蛸（たこ）が、ノルウェーなど北大西洋からは鮭（サーモン）が、鮮度を保った冷凍保存で日本へ輸入されるようになったのです。

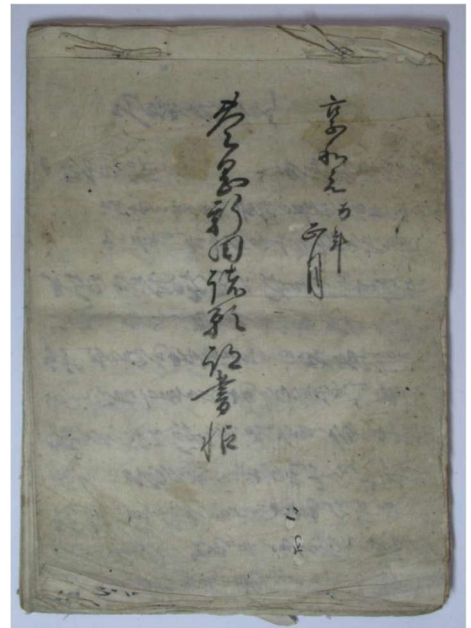
随分と長い前置きになりましたが、今、私たちが“国民食”“日本の食文化”として回転寿司を楽しめるのは、電気冷蔵庫の普及と世界的な流通網があつてのことなのです。技術の進化の歴史って、すごいことですよ。

2. その一方で、忘れられつつある食文化は鰯（ぼら、いな）

今日もロードサイドの回転寿司店では、まぐろ、サーモン、ぶりなどの握り寿司が、子どもから大人まで大人気なのですが、その一方で江戸時代に大人気だったのに、今は忘れられつつある魚があります。それは、吉野川水系河口域で群をなす“鰯（ぼら、幼名：いな）”です。

以前、私は本誌『Ourよしのがわ』Vol.67（2025年7月号）に、「江戸時代、吉野川河口域の干拓新田と農業・漁労・暮らし」という一文（以下、「拙稿」という）を寄せて、豊岡新田（現：松茂町豊岡）の古文書【史料1】から、“干拓新田の水路での鰯漁”と“徳島城下町の生魚流通”のごく一端をご紹介しました。ここでは改めて、かつて盛んであった“吉野川の鰯漁”について、その歴史を紹介してみたいと思います。

【史料1】鰯漁の話題がある『豊岡新田諸願跡書帖』表紙▶
（松茂町歴史民俗資料館所蔵「坂東協二家文書」より）



3. 別宮浦庄屋の森家文書から、吉野川の鰯漁の歴史を探る

鰯（ぼら、いな）は、真水の池・川でも、塩水の海でも、吉野川水系河口域のような真水と海水が入り交じる「汽水域」でも、環境に適応して棲むことができる魚です。徳島では、幼魚（数cm～約20cm）を「いな」と呼び、それ以上の成魚（大きいものだと60cm超にもなります）を「ぼら」と呼びます。また、本誌Vol.67掲載の拙稿では、幼魚「いな」の阿波での漢字表記が「鰯」であることを確認しました。

さて、江戸時代を通じて吉野川水系河口域には、「別宮浦」と呼ばれた漁村が広がっていました。ただ、この別宮浦、現代の私たちからするとかなり不思議な行政域になっています【絵図1】。

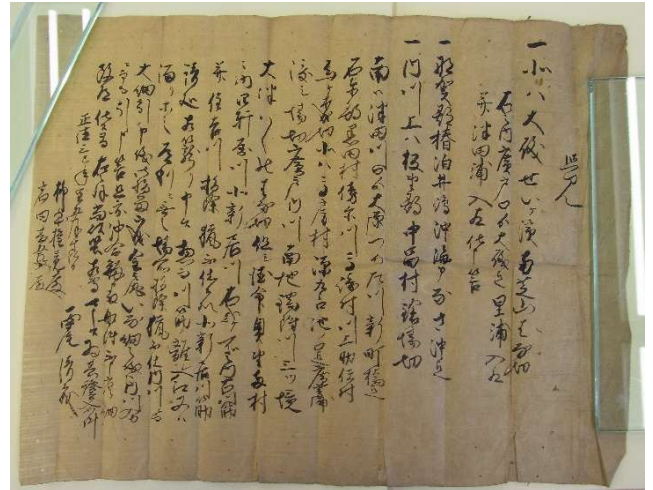
庄屋の森家があったのは、後に「別宮川」と呼ばれる吉野川本流の左岸（北岸）の集落①（現：徳島市川内町上別宮）で、そこから下流右岸（南岸）の「大岡別宮」②（現：徳島市住吉の一部）と、少し離れて河口左岸の「古別宮」③（現：徳島市川内町下別宮）、更には派川の今切川河口左岸の「長原」④（現：松茂町長原）が同じ行政域でした。これら4ヶ所の漁村は、吉野川の河口域にバラバラに点在し、陸続きではありませんが、そこは船を操る漁師たちです。道ではなく、船の往来で繋がった「別宮浦」の行政域でした。



【絵図1】河口域に点在する別宮浦の①～④の集落
（三木文庫所蔵「文化12年[1815年]板野郡分間絵図」の一部に筆者加筆）

(1) 河口域の内水面に広がる別宮浦の漁業権 — 正徳3年(1713年)の記録から —

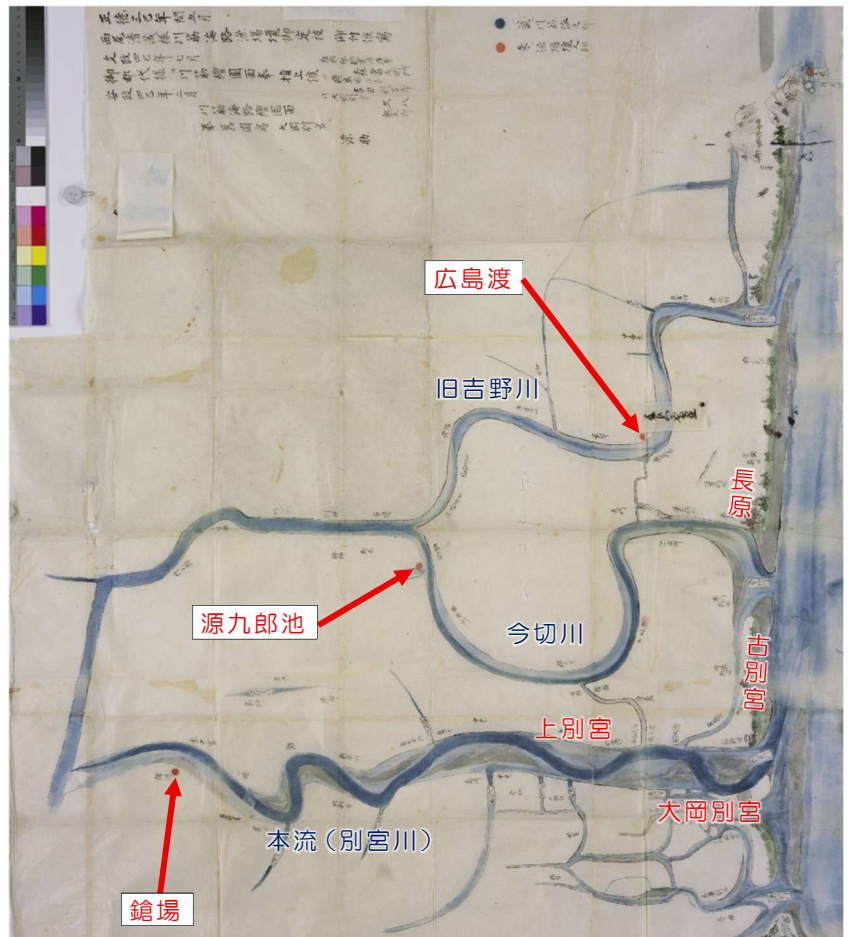
この別宮浦の長(それは同時に吉野川水系河口域の漁師の長)を務めた上別宮の森家の古文書(徳島県立文書館所蔵「金塚(森)家文書」)に、江戸時代中期である正徳3年(1713年)の漁業権について記した古文書【史料2】と絵図【絵図2】が残されています。



【史料2】吉野川河口域での漁業権を伝える古文書▶
(県立文書館蔵「金塚(森)家文書」00676
寛(いな網漁證文の事)より)

【史料2】によると、別宮浦は外海(紀伊水道など)で広く漁業権を持つだけでなく、吉野川水系の河川(内水面)にも漁業権を持っていました。本流(別宮川)では鎗場(現:藍住町東中富)から下流に、旧吉野川では広島渡(現:松茂町広島)から下流に、今切川では源九郎池(現:北島町高房)から下流に、別宮浦の漁業権は広がっていました。漁法については、原則、川では大網を引くことはできませんでしたが、鯰の幼魚を対象とした「いな網」については、「内川分にて申引筈」と既得権がありました。

しかし、時代が移り変わる中で、別宮浦の漁師たちの権利も揺らぎ始めます。厳しい藩財政に窮した徳島藩の上層部は、あの手この手で年貢・租税の増徴策に取り組むのです。



【絵図2】「川筋・海路絵図面」
(県立文書館蔵「金塚(森)家文書」より)
※北を上にして掲載し、筆者が注記を入れた。3つの朱色の丸印が、各川の漁業権の境目。

(2) 干拓による新田開発で、漁場の縮小が進む

1700年代後期になると、吉野川水系河口域に広がる潟湖(ラグーン)を対象に、徳島藩や大坂の資本家による干拓事業の検討が始まりました。年貢・租税の増徴をめざして、

農地の積極的拡大に取り組んだのです。天明3年（1783年）に事業着手した豊中新田（現：松茂町豊中）を皮切りに、同7年（1787年）には住吉新田が、以降、【表1】の様に干拓による新田化が進み、他方でそれと引き換えに別宮浦の内水面漁場は大きく減少していききました。

天明3年（1783年）からの24年間で事業化した面積、つまり減少した漁場は348町歩（甲子園球場なら90個分）に及びました。

【表1】陸地化が進むと漁場は減少する

陸地化に着手した年	新田の名称	面積
天明3年(1783年)	豊中新田（現：松茂町豊中）	12町歩
天明7年(1787年)	住吉新田（現：松茂町住吉）	65町歩
寛政4年(1792年)	米津新田（現：徳島市川内町米津）	28町歩
寛政4年(1792年)	富久新田（現：徳島市川内町富久）	26町歩
寛政4年(1792年)	富吉新田（現：徳島市川内町富吉）	26町歩
寛政4年(1792年)	松岡新田（現：徳島市川内町松岡）	9町歩
寛政8年(1796年)	長江新田（現：鳴門市大津町長江）	29町歩
享和元年(1801年)	豊岡新田（現：松茂町豊岡）	58町歩
文化4年(1807年)	豊久新田（現：松茂町豊久）	52町歩
文化4年(1807年)	満穂新田（現：松茂町満穂）	43町歩
※ 1783年から1807年までの24年間で事業化した面積		348町歩

※ 1町歩は1ヘクタールに相当

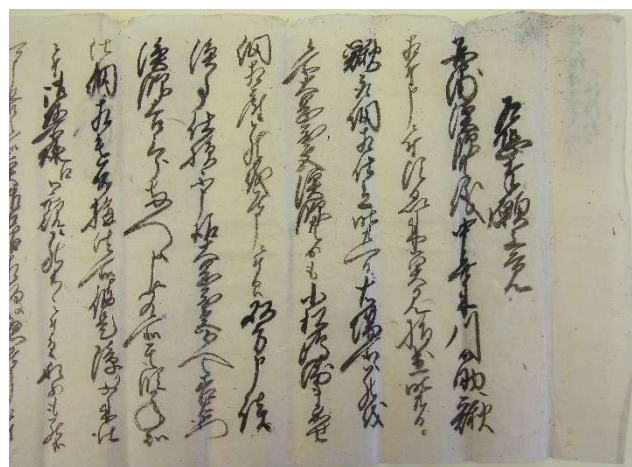
〔出典〕陸地化に着手した年は、『日本歴史地名体系 37 徳島県の地名』（平凡社、2000年）の各項目（新田地名）の記事に拠った。ただし、米津・富久・富吉・松岡の各新田は、前身の寒川新田の着手年とした。面積は、同書各項目の記事の内、明治9年（1876年）調査の『板野郡村誌』の数値に拠った（1町未満の反数は四捨五入した）。

（3）新漁法（まかせ網）への取り組み — 文化2年（1805年）の記録から —

新田開発による漁場の減少が進む中、更に別宮浦の漁師たちの漁業経営に影響を与えたのが、藩政改革に伴う各種の増徴策の実施です。

文化2年（1805年）に作成されたと推定される森家の古文書【史料3】には、鯔の幼魚を対象とした鰯漁に関する次のような記述があります。

- ① 中喜来川（現：旧吉野川）の鰯漁に、大岡別宮の漁師たちが小松島浦（現：小松島市）の「まかせ網」を雇った。「まかせ網」とは、複数の船が魚群を囲んで一網打尽にする「巻き網」のこ



【史料3】潟湖での「まかせ網」に抗議する古文書
（県立文書館所蔵「金塚(森)家文書」02240
乍恐奉願上覚〔当浦漁師共儀、中喜来川筋へ〕より）

とで、別宮浦の漁師が従来から行っていた「鰯取網」とは比較にならない大規模なものであった。

- ② 従来の「鰯取網」を希望した長原の漁師たちは、「まかせ網」に異議を申し出たが、藩の役所からは「魚御口銀相約×懸居申二付、手拔難相調」（魚御口銀を賦課しているので、中止はできない）と門前払いとなり、庄屋の森家からは「此度之漁事ハ、御願申上有之義二候へハ、長原網之儀ハ、網相遣り申儀ハ、難相調」（この度の漁業は、当方からお願いして実施しているので、むしろ長原の網を取りやめて欲しい）と指示があった。

このやり取りに、長原の漁師たちは当然憤慨し、従来通り長原の「鰯取網」ができるよう抗議の声を挙げました。残念ながら、その後の顛末は不明ですが、この【史料3】を読む限り、庄屋の森家が主導する新漁法（まかせ網）は、別宮浦の漁師集団内部に軋轢と対立を生んだようです。

この時期、徳島藩では第11代藩主・蜂須賀治昭による地方支配の大改革が進められていました。藩は既得権となっている「鰯取網」の実施よりも、「魚御口銀」という権利金を納めた新漁法（まかせ網）を優先したのです。権利金は、その後の成果の多寡にかかわらず、前もって確実に徴収できる安定財源です。「改革」の名のもとに、増徴策が重視される藩政の方向性が読み取れます。

（4）中小の副業漁師たちとの争い — 文化～文政期の記録から —

また、この時期（1800年代の初期）は、本誌Vol.67掲載の拙稿にも記したように、鰯（鰯）漁を副業とする人々と既得権を持った人々との利害対立も発生しました。

豊岡新田の干拓記録である【史料1】には、入植した農民たちが内水面漁業を副業とし、鰯・鰯・海老などを捕獲していたこと、また鰯を徳島城下町の魚仲買人に直接販売していたことが記されています。ただ、この鰯の直接販売については、文化2年（1805年）夏には取り締まりの対象となり、翌3年（1806年）には禁止されました。鰯の直接販売という行為が、従来の魚問屋を頂点とする生魚流通のルール〔魚問屋⇒魚仲買人⇒魚屋・料理屋〕を破ったことが原因と推定されます。

思うに、この流通ルールの始発点である“魚問屋”に、鰯・鰯などの生魚を卸していたのは誰なのでしょう。言い換えれば、魚問屋と既得権を共有していた人々です。私は、たぶん…、きっと…、吉野川水系河口域に古くからの漁業権を持つ“別宮浦の漁師”に違いないと思うのです。

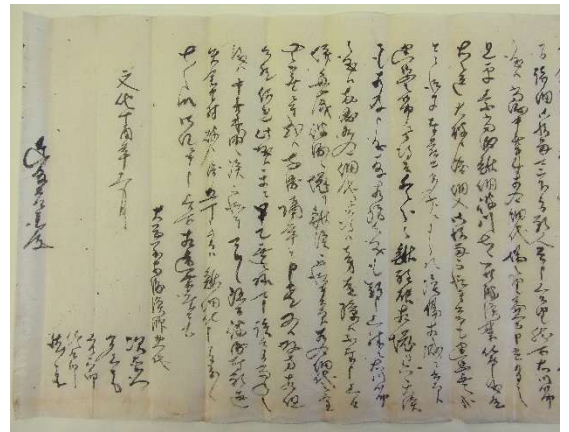


次に、文化10年（1813年）11月の森家の古文書【史料4】には、中喜来川（現：旧吉野川）での鰯（鰯）漁に関する次のような記述があります。

- ① 中喜来川に鰯が集まっている。中喜来浦の漁師が郡代へ大網漁を願い出たが、周辺の投網師が異議を申し立てた。
- ② 中喜来川は大岡別宮と中喜来浦の「相合網代場」（共同漁場）なので、郡代が大岡別宮にも意見を聞いた。大岡別宮は、「多少二よらず漁場相減シ候而ハ、迷惑之筋二候得共、冬分之鰯程能相塊り候ハハ、大漁二も相及申儀故、相防候儀も難申上」（多少でも漁場が減るのは迷惑だが、冬の鰯は程よく群れて大漁になるので、邪魔はしない）と現状を肯定した。

- ③ また大岡別宮は、「そもそも中喜来川は『相合網代』なので、毎年、中喜来浦の漁師に鰯漁を許可しては『相合』の意味がない。隔年（1年ごとの交代）にするとか、『双方相組』にするとか、『互二甲乙無之様』に話し合いたい」と意見を述べた。

本来、河口域に広がる潟湖（ラグーン）を漁場としていた別宮浦の漁師たちは、旧吉野川河口域の新田開発が進み、漁場が大幅に減少する中で、残る川筋で近傍の中小漁師たちと否応なく競合しました。中喜来川（現：旧吉野川）の狭い水面でも、近傍の投網漁師（たぶん副業）、地元・中喜来浦の漁師（農業と兼業か）、そして専業漁師の集団である大岡別宮の漁師たちが競合し、その調整に苦労しつつも共存を図っている様子が分かります。

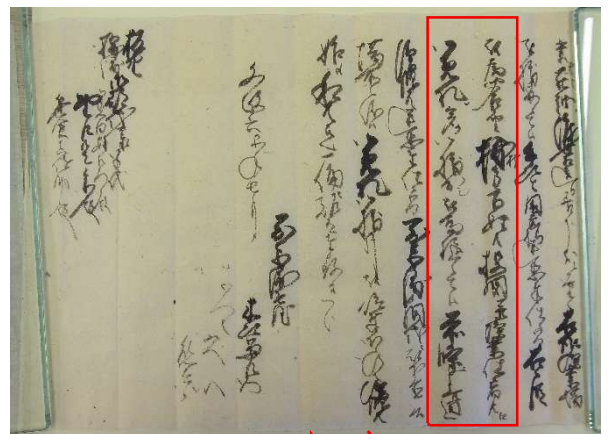


【史料4】他浦の漁師、投網師と共存の意思を示した古文書
（県立文書館蔵「金塚（森）家文書」O1007 御札二付申上ル覚〔中喜来川筋鰯漁網取扱之件〕より）



続けて、文政6年（1823年）7月の森家の古文書【史料5】の中身を見ていきましょう。時代の変化の中で、別宮浦の漁師たちが、漁業という生業に限界を感じている姿が記されています。

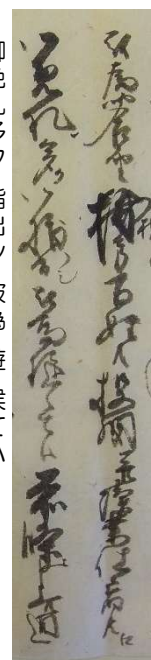
- ① 私たち別宮浦は、天正時代（徳島藩祖・蜂須賀家政の時代）から漁業で生計を立てており、吉野川水系に広く漁場（【史料2】参照）を認められてきた。しかし、近年は不漁で生活が苦しい状況だ。
- ② 最近、別宮浦の漁師が中喜来川（現：旧吉野川）へ出漁したところ、「御免札川」に指定されており、鰯（いな）網漁ができなかった。
- ③ 別宮浦の漁師が「中喜来川は、御上から別宮浦の『五歩一川』（「ごぶいち」という漁獲税を納めることで、漁業権を保証された川）に下し置かれ、先年から継承してきた」と主張しても、中喜来浦の関係者は「この川は松村（現：鳴門市大麻町）の川請人・齋藤宇兵衛氏が管理する『御免札川』なので、御免札を持たない人の漁業は認められない」と譲らなかった。
- ④ 近ごろ多くの内川（内水面）が新田になり、川筋が狭くなった。中喜来川は残された貴重な「漁業第一之場所」なのに、村住みの百姓



▲【史料5】
「御免札」制度と百姓が漁業に参入することに抗議する古文書
（県立文書館蔵「金塚（森）家文書」O2479 乍恐奉願上覚「頃日中喜来川へ漁業二罷越」より）

（村住みの百姓たちで投網と漁業をしている者たちへ）
村方 百姓 共 投網 井 漁業 仕候者共工

御免札多ク 指出シ 被為 遊 候てハ
（御免札を 多く 指し出し なされたならば）



に投網の御免札を許可すると、もう別宮浦の漁業権は無くなったも同然だ。

- ⑤ もはや鰯（いな）網漁は「無漁」と同様に、漁師は困窮して昨年も「御手当」（生計困難時の扶助費）を支給いただいた。

どうでしょう。別宮浦の漁師たちの嘆きが伝わってくるようです。

新田開発により漁場の減少が進む中で、残された漁場（中喜来川）の権利を、藩が齋藤宇兵衛という人物（文脈から考えて農村住みの非漁業者）に委ねているのです。思うに、藩へ高額 of 権利金を納入して、その漁業権を確保したのでしょうか。天正時代以来の由緒を持つ別宮浦の漁師たちが、その由緒を声高に主張しても、漁場から排除されてしまいました。

加えて齋藤宇兵衛は、「御免札」という鑑札を発行し、ビジネスライクに漁業権を分割販売し、漁師以外の者が投網などで鰯漁をすることを認めました。由緒よりも実利（権利金）という、資本の論理が展開されています。

4. その後、吉野川の鰯は、日本の鰯は、どうなった

吉野川水系河口域を研究フィールドとした江戸時代後期の内水面漁業史は、プロフェッショナルである別宮浦漁師たちの寡占が、藩の増徴策に応えた非漁業者（副業の漁師）たちに浸食された歴史といえます。それでもプロの漁師たちは鰯漁に魅力を感じており、本誌 Vol.67 の拙稿で取り上げた史料には、文政 13 年（1830 年）に、網ではなく「かけ漁」で鰯漁に取り組んだ漁師たちの記録が残っています。

電気冷蔵庫が無い時代、新鮮で美味しい生魚を得るため、農村の百姓（＝消費者）たちが投網の技術を身につけるなどして、プロの漁師たちと競合しながら川面へと進出しました。捕らえた鰯（鰯）の味は、きっと美味しかったでしょう。



【写真 1】吉野川流域に現在でも生息しているほら

本来、鰯（ぼら、いな）は美しい白身で適度な甘味もあり、しかも城下町の近くの池・川・海で鮮度よく捕獲できることから、江戸時代の人気食材でした。私の幼少期の釣り体験を思い返すと、鰯（ぼら、いな）は適度な湿気があれば、常温の木箱の中でもしばらく生きていました。冷蔵・冷凍の技術が無い時代でも、新鮮な食材だったはずです。

しかし、明治以降の近代化の中で、沿岸が都市化して水質が悪化し、鰯・鯉・鮒など池・川の魚は、身が「少し臭う」ようになってしまいました。それでも味噌・薬味で臭いを消すなどして、戦前日本の貴重なタンパク源だったのですが、戦後はすっかり食べなくなっていました。冷蔵・冷凍技術と流通の進化で、日本のどこでも海魚を刺身で食べられるようになり、人気の中心が海魚になったのです。

今も、鰯（ぼら、いな）は、吉野川水系に群生し、川面を跳ねていますが、その料理を目にすることはほぼありません。何か、阿波・吉野川の郷土料理として活用し、PRできないものかなあと思います。

「吉野川歴史探訪」のバックナンバーは、「Our よしのがわ」のウェブサイトに掲載しています。本号掲載記事と合わせて引き続きお楽しみください。

「Our よしのがわ」バックナンバーウェブサイト

